

就学援助制度について

□就学援助制度とは

経済的理由により小・中学校及び義務教育学校への就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費や給食費などの費用の一部を援助する制度になります。

□申請

○申請期間

4月1日からの認定（毎年2月頃～4月末日）

※申請の受付は随時行っておりますが、この期間を過ぎると、申請月分から支給となります。

○申請必要書類

- ・就学援助申請書（事務室にございます。）
- ・世帯の経済状況が分かる書類（給与明細書の写し（直近3ヶ月分）等）
- ・保護者名義の口座が分かるもの（通帳の写し等）

※北方学園では、延岡農業協同組合 北方支店の口座をお願いしております。

□援助費目

- ・学用品費 ・給食費 ・修学旅行費
 - ・新入学学用品費（4月までに申請した新1年生のみ）※入学前支給あり など
- ※詳しくは、延岡市教育委員会HPをご覧ください。

□審査

申請書や添付書類、収入状況などをもとに教育委員会にて審査いたします。
そのため、認定基準などは学校も把握しておりませんので、ご了承ください。

□延岡市教育委員会HP（就学援助制度について）

<https://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/soshiki/59/15566.html#:~:text=11%E6%97%A5%E6%9B%B4%E6%96%B0-%E6%A6%82%E8%A6%81,%E3%82%92%E6%8F%B4%E5%8A%A9%E3%81%99%E3%82%8B%E5%88%B6%E5%BA%A6%E3%81%A7%E3%81%99%E3%80%82>

ご不明な点は事務室までお気軽にご連絡ください。（0982-47-2005）